

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、同年5月から同年9月までは7,000円、同年10月から38年1月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から38年2月1日まで

A社C支店で勤務していたが、昭和37年5月1日にC支店が適用事業所ではなくなり、同社B部で厚生年金保険の適用となった。

一緒に働いていた同僚の加入記録は途切れていないのに、自分の記録が途切れていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においても継続してA社C支店に事務職の社員として勤務していたことが推認できる。

また、A社C支店の経理担当の元従業員は、「事務職の社員であれば、全員が厚生年金保険に加入しており、B部に統合後も、取扱いは変わっていない。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和37年5月1日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっている者は、おおむね同日に同社B部で被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 37 年 4 月及び 38 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録、並びに同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、37 年 5 月から同年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 38 年 1 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、継承会社では、当時の書類等は保管していないため不明としており、申立期間当時の元事業主も居所が不明のため確認できないが、事業主による資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和38年2月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年5月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

A社B工場を退職した際の昭和50年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されているのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間に算入されていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和50年3月21日となっているところ、申立人は、「当時は課長代理として勤務しており、役職者は月末とか年度末とか区切りのいい日で退職するのが一般的だった。」と主張しており、申立人提出の同年3月分の給与明細書には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の離職日は昭和50年3月20日となっており、事業主及び元従業員の証言から、役職のある従業員、一般の従業員にかかわらず、当時の給料の計算期間は21日から翌月の20日までであったと考えられるところ、申立人からは同年3月21日から同年3月31日までの期間に係る給与明細書の提出はなく、申立人も、「申立期間の勤務実態を証明できる資料は無い。」と述べている。また、事業主及び元従業員の証言からも申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる証言等は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、昭和50年3月分の厚生年金保険料を事業主により同年3月分給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間は申立事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。